

脳卒中対策基本法の推進について

日本脳卒中者友の会

昨年6月、自民、公明両党の「脳卒中対策を考える議員の会」は脳卒中対策基本法案を参議院に議員立法として提出しましたが、年末の衆議院解散によって審議未了廃案となりました。

ところがその後、今年に入って突然「脳卒中対策基本法」をやめにして、脳卒中対策を含む「循環器病対策基本法」推進に方針転換されようとしています。

これは我が国の脳卒中対策推進上重大な問題なので、私達脳卒中患者団体の意見をここに表明します。

I 「脳卒中対策基本法」は脳卒中の被害を克服するため、日本の国家、社会にとって本当に必要な法律です。

私達日本脳卒中者友の会は「脳卒中対策基本法」の制定を、広く社会、国民を代表する政治家、政党等に訴えます。

II 私達は脳卒中患者団体として「脳卒中対策基本法」をやめて、「循環器病対策基本法」や「脳卒中・心臓病その他循環器病対策基本法」などに包括させることに反対します。

次に、意見表明に至った経緯と根拠を説明します。

1 方向転換の原因 脳卒中対策立法化推進協議会の山口武典代表の各構成団体への説明によれば、「考える議員の会」は「脳卒中対策基本法」の参議院通過を目指してきたが、今国会の参議院厚生労働委員会は議題が多く実質審議の時間が取れない。結局、全政党賛成の下での委員長提案の成立しか方法がないが、民主党の有力議員が「個別の疾患ごとに対策基本法を作っていたら切りがない」と強固に反対している。これがその後、「循環器病対策に広げれば賛成しても良い」と言ったのを受けて方針転換を決めたということです。

この方針転換は、脳卒中対策基本法案の要綱案（素案）作成に関わってきた推進協議会の構成団体に事前に全く知らされていません。さらに、「考える議員の会」の議員にも方針転換が知らされていない事実があることが判明しました。

2 「循環器病対策基本法」への転換の問題点 脳卒中は循環器病に含まれるので、もしも「循環器病対策基本法」によって「脳卒中対策基本法」の目的が達成されるのであれば、この方針転換に問題はありませぬ。然し実際には、これを「循環器病対策基本法」に包括してしまうと、目的の達成は絶望的です。

何故なら「脳卒中対策基本法」は癌と同様、社会に対して特別重大な被害を与えている脳卒中だけを特に取り上げて、国を挙げて集中的、計画的な対策を取るための、脳卒中に特化した、脳卒中対策を義務付けている法律です。

これに対して「循環器病対策基本法」は、循環器に関わる一連の病気全部を一括して対策を求めている法律で、もともとの性格が違うからです。

実際、循環器病には脳卒中のほか、心臓病、末梢動脈疾患、肺塞栓症、血栓症などと多くの病気が含まれ、その病態も対策も異なります。この一連の病気の対策に含めて並行的に進めるのでは、「脳卒中対策基本法」が目指した脳卒中に対する計画的、集中的な対策の有効な実施は事実上不可能です。

例えば、条文にある医療機関の整備、救急と医療、医療機関相互、医療機関と福祉介護施設との連携体制、患者・家族に対する相談支援なども、これを全国各地で一つ一つ有効に実現することは本当の大事業ですが、脳卒中に限って言えば実質的内容は比較的是っきりしています。然し対象を循環器病全体に広げた場合、その内容は極めて多様、多岐にわたります。

・多様な病気の「全て」に対策を取れとは明記されておらず、仮に「全て」と理解しても、資源に限りがある以上、どの病気に対するどの対策を優先するか、地域によって異なるでしょう。医療機関の整備の重点についても同様です。

これで、国を挙げて脳卒中対策に集中的、計画的に取り組み、脳卒中対策を確実に実施できるものでしょうか。

・国が定期的に対策基本計画を立て、その際患者・家族を含む対策推進協議会を設けて意見を聴くことは、「がん対策基本法」の画期的な内容の一つですが、この推進協議会も全部で僅か 20 名程度の委員会で、多様な循環器病すべてを対象に有効、かつ実質的に機能するとは到底期待出来ません。

・基本法の条文にしても、対象を脳卒中一本に絞った場合には有効で実質的な内容を意味した条文も、「脳卒中」の部分に「循環器」を入れ替えた程度の条文では、実質的意味が拡散した単なる努力目標の羅列に過ぎません。

これでは、わざわざ「対策基本法」を制定する意义がありません。

「脳卒中対策基本法」は脳卒中対策を具体的に義務付けているのです。

なお、法律名を「脳卒中・心臓病その他循環器病対策基本法」とする考えもありますが、対象の多様性による困難は避けられません。

3 「脳卒中対策基本法」の推進

・今回の方針転換は、目標を脳卒中対策関連法案の早期成立の一点に絞らざる結果、脳卒中対策基本法本来の目的を達成できません。時間がかかっても目的を達成できる、脳卒中に特化した「脳卒中対策基本法」の実現が必要です。

・「脳卒中対策基本法」は脳卒中患者やこれを支える家族等を救い、国民の罹患を防ぐための法律です。この法律の「循環器病対策基本法」への転換を、脳卒中患者団体の意見を無視して行うことは、正当とは考えられません。

・今回の事態の背景には、矢張り「脳卒中対策基本法」の必要性を訴えてきた脳卒中対策立法化推進協議会や、私達脳卒中患者団体の努力が足りなかった事があると思います。今後私達は、脳卒中患者団体として「脳卒中対策基本法」の必要性を広く社会、国民を代表する政治家、政党に訴えて行きます。

・脳卒中対策立法化推進協議会では、今回の方針転換について構成団体の間に賛否があり、コンセンサス（合意）が成立していません。然し、推進協議会は単なる「脳卒中対策」ではなく、「脳卒中対策基本法」の推進を目的とする団体なので、本来の目的推進のコンセンサスの早期成立が望まれます。

4 特定の疾患に対する「対策基本法」の意義

癌は病気の中でも死亡率が第一位、多数の国民の生命と生活を脅かしている最大の疾患で、これに対して「がん対策基本法」を制定した事は社会に対する画期的な貢献でした。

「脳卒中対策基本法」はこれに倣って、脳卒中を克服するための法律です。脳卒中は膨大な数の国民が罹患し、死亡率が高だけでなく、後遺症による要介護者数は総ての病気の中で最大で全体の1/3。一人の要介護者に対し家族などが多大の犠牲を払っている場合も多く、社会が受ける被害は重大です。

一方、最近までの医療の大きな進歩によって、国を挙げて集中的、計画的な対策をとれば、抜本的な成果が得られる事が分かっています。

それゆえ、多くの病気の中でこの脳卒中だけを特に取り上げて、これに特化して対策を取ろうというのが「脳卒中対策基本法」本来の趣旨です。

これに対して「循環器病対策基本法」の考え方は、循環器に関わる一連の病気を取り上げて、一括してこれに対する対策を取ろうというものです。

同様の考え方によれば、「消化器病対策基本法」、「呼吸器疾患対策基本法」、「感染症対策基本法」、「成人病対策基本法」、等々も考えられましょう。

然しこのような枠組みの中に入括したのでは、脳卒中に特化した有効な対策を取ることが極めて困難になります。同じことは、重大な疾患である「心臓病」についても云えましょう。心疾患に特化した対策こそ有効ではないでしょうか。

日本の国民病などといわれ、日本の国家、社会にとって特別に重大な被害を与える疾患で、集中的、計画的な対策によって大きな成果が見込まれる疾患はごく僅かしかありません。一般の医療政策の中で、とくにこれに特化して、的確で実質的な対策を取るのが、個別の疾患に対する「対策基本法」本来の意義ではないでしょうか。